



市からの連絡帳

届け出など

国民健康保険「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

認定証の有効期限は7月末です。既にお持ちの方も申請による更新が必要です。

①来庁者の本人確認ができるもの
②認定証を作る方の保険証 ③印鑑

◆認定証とは

所得や年齢に応じて、1カ月間に医療機関へ支払う医療費の自己負担限度額が決まっています。国保加入者が上記認定証を医療機関に提示すると、一医療機関の1カ月間の会計を所定の限度額まで抑えられます。

支払った医療費が限度額を超えた方へは、高額療養費の申請書を後日送付します。

◆70～74歳の方は

「高齢受給者証」が認定証の役割を兼ねています(住民税非課税世帯の方は、認定証の申請が必要)。

◆保険年金課 田(☎042-460-9821)

介護保険負担割合証の送付

8月から一定所得以上の方が介護保険サービスを利用したとき、負担割合は2割になります。これに伴い介護認定をお持ちの方へ、負担割合1割または2割が記載された「介護保険負担割合証」を7月中旬に送付します(申請不要)。

介護保険被保険者証と一緒に保管し、ケアマネジャーなどに提示してください。

◆高齢者支援課 保(☎042-438-4030)

「第十回特別弔慰金」請求受付中

戦没者などの遺族で、4月1日現在「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者などの妻や父母など)のいない場合に、最優先順位の方1人

◆生活福祉課 保(☎042-438-4025)

子育て

乳・子医療証の現況届

現在乳・子医療証をお持ちで次のいず

れかに該当する方へ「現況届」を送付します。必要書類を添えて提出してください。

◆子育て支援課 田(☎042-460-9840)

多子・ひとり親の子育て世帯へコスモス商品券申請書を送付

市では、多子世帯・ひとり親世帯に西東京市コスモス商品券(消費喚起・生活支援商品券)を交付します。

◆子育て支援課 田(☎042-460-9840)

くらし

木造住宅の耐震シェルター設置費用助成対象者の拡大

次のとおり対象者を拡大しました。

◆都市計画課 保(☎042-438-4051)

募集

臨時職員(知的障害のある方)

◆学校運営課 保(☎042-438-4073)

総合支援センターフレンドリーで配布 ※市HPからもダウンロード可。資格など詳細は、試験案内を必ずご確認ください。

文化財保護専門員(9月採用嘱託員)

◆社会教育課 保(☎042-438-4079)

学校給食運営審議会委員

◆学校運営課 保(☎042-438-4073)

◆選考方法 「私の考える魅力的なまちづくり」をテーマにした作文(800字以内) 申 8月5日(水)(消印有効)までに、作文に住所・氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号・職業を明記し、〒202-8555市役所都市計画課へ郵送・Eメール・持参(保谷庁舎5階)

健康づくり推進協議会市民委員

◆健康課 保(☎042-438-4021)

事業者

障害者通所施設運営事業者募集

◆障害福祉課 保(☎042-438-4033)

その他

寄附

◆秘書広報課 田(☎042-460-9803)

第68回都民体育大会(春季)の結果

◆スポーツ振興課 保(☎042-438-4081)

◆保険年金課 田(☎042-460-9823)

後期高齢者医療

平成27年度保険料のお支払い

7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します(平成26年1～12月の所得をもとに算出)。

◆前年度から引き続き年金天引きの方
決定した保険料額から仮徴収額(4・6・8月分)を差し引いた額を10・12月・平成28年2月に年金から天引きします。

◆10月から年金天引きが開始される方
保険料額の2分の1相当額を納付書で納付し(7・8・9月の3期)、残りを10・12月・平成28年2月に年金から天引きします。

◆年金天引きではない方
通知書に納付書を同封します。7月～

平成28年2月を8期に分けての納付となります。各納期限までに金融機関などで納付してください。

◆2月1日以降に後期高齢者医療制度に加入した方および所得を更正した方
平成26年度分または所得の更正した年度分の保険料として「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。

◆後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割負担で、次のいずれかに該当する方

◆後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割負担で、次のいずれかに該当する方

◆後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割負担で、次のいずれかに該当する方

◆後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割負担で、次のいずれかに該当する方

◆後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割負担で、次のいずれかに該当する方

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

◆後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割負担で、次のいずれかに該当する方

◆後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割負担で、次のいずれかに該当する方

◆後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割負担で、次のいずれかに該当する方

◆後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割負担で、次のいずれかに該当する方

◆後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割負担で、次のいずれかに該当する方

◆後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割負担で、次のいずれかに該当する方

◆後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割負担で、次のいずれかに該当する方

◆後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割負担で、次のいずれかに該当する方

◆後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割負担で、次のいずれかに該当する方